

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和5年5月23日
独立行政法人自動車事故対策機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）（以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので公表します。

1. 令和4年度の経緯

環境配慮契約法及び平成19年12月に閣議決定（令和4年2月25日変更閣議決定）された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから環境配慮契約の推進を図ることとした。

2. 令和4年度における独立行政法人自動車事故対策機構の環境配慮契約の締結状況

（1）電気の供給を受ける契約

令和4年度においては、賃貸ビル等に入居しており、電力会社とは直接契約をしていないため、環境配慮契約は実施しなかった。

（2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約

令和4年度においては、計4台の自動車を購入したが、そのうち3台について購入価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による調達を実施した。

（3）船舶の調達に係る契約

令和4年度においては、契約案件がなかった。

（4）省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

令和4年度においては、契約案件がなかった。

（5）建築物に関する契約

令和4年度においては、契約案件がなかった。

（6）産業廃棄物の処理に係る契約

令和4年度においては、契約案件がなかった。